

(2) 審査基準

キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店

指定場所	禁止行為	審査基準
舞台	喫煙	<p>1 演出のために必要なものに限ること。</p> <p>2 喫煙設備を設けること。</p> <p>3 消火器具（能力単位がA-2、B-3以上のものとする。以下同じ。）を設けること。※1</p> <p>4 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。</p>
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 演出のために必要なものに限ること。</p> <p>(2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。※2</p> <p>(4) 消火器具を設けること。※1</p> <p>(5) 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの及び気体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。</p> <p>ア 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 ※3</p> <p>イ アの距離が定められていないものは、次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによる。</p> <p>(ア) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの※4</p> <p>a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料で覆うこと。※5</p> <p>(イ) 火炎を有するもの※6</p> <p>周囲の可燃物から、次の表に掲げる距離以上の距離を確保していること。</p>

表

単位：cm

		火炎の幅									
		20 以内	40 以内	60 以内	80 以内	100 以内	120 以内	140 以内	160 以内	180 以内	200 以内
火	20以内	60	80	90	100	110	120	130	140		
炎	40以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210
の	60以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270
長	80以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320
さ	100以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360

		<table border="1"> <tr><td>120以内</td><td>130</td><td>190</td><td>230</td><td>260</td><td>290</td><td>320</td><td>340</td><td>360</td><td>380</td><td>400</td></tr> <tr><td>140以内</td><td>140</td><td>200</td><td>250</td><td>290</td><td>320</td><td>340</td><td>370</td><td>390</td><td>410</td><td>430</td></tr> <tr><td>160以内</td><td>150</td><td>220</td><td>270</td><td>310</td><td>340</td><td>370</td><td>400</td><td>420</td><td>440</td><td>470</td></tr> <tr><td>180以内</td><td>160</td><td>230</td><td>280</td><td>320</td><td>360</td><td>390</td><td>420</td><td>450</td><td>470</td><td>500</td></tr> <tr><td>200以内</td><td>170</td><td>240</td><td>300</td><td>340</td><td>380</td><td>410</td><td>450</td><td>470</td><td>500</td><td>530</td></tr> </table>	120以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400	140以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430	160以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470	180以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500	200以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530
120以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400																																															
140以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430																																															
160以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470																																															
180以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500																																															
200以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530																																															
		<p>3 火薬類を消費するもの※7</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。 (2) 煙火は、固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く。) (3) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 <p>4 その他の裸火</p> <p>次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発するもの※4 2(2)イ(7)の規定に適合するものであること。 (2) 火炎を有するもの※6 2(2)イ(1)の規定に適合するものであること。 (3) 微小な火源を有するもの※8 演出上必要最小限の範囲内であること。 (4) 瞬間的に燃焼するもの※9 演出上必要最小限の範囲内であること。 <p>5 直接屋外に開放された場所における使用については、2から4までの規定にかかわらず、演出上最小限の範囲であること。</p>																																																							
	危険物品 持込み	<p>1 消火器具を設けること。※1</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）※10 容器の許容充填ガス質量の合計が0.5kg以下であること。（容器の個数は問わないものとする。）※11 (4) 火薬類※7 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のもの 30個 																																																							

		<p>イ O.1g を超え 15g 以下のもの 5個</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、3の規定にかかわらず、演出上必要最小限の範囲内であること。</p>
--	--	--

※1 消火器具を設けること

消火器は、持ち込む危険物品の種類や使用する場所などを考え、油脂の火災や電気器具の火災などに最も適した消火器を選び、使いやすい位置に置きます。

消防法令に基づいて、既に消火器具が設けられている場合で、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で置かれているときは、新たに消火器具を設ける必要はありません。

※2 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置

燃料の放出を1動作により停止できるなどの措置が講じられているものをいいます。

※3 火災予防上安全な距離

条例で可燃物から確保しなければならない距離が定められている火気使用設備・器具等の場合は、その距離を確保しなければなりません。

※4 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発するもの

グラインダー、アーク溶接等の火花を発する器具などが該当します。

※5 防火性能を有する材料

次に掲げるものが該当します。

- (1) 準不燃材料
- (2) 難燃材料（建基政令第1条第6号に規定するもの）であって、当該裸火を用いた実験等により安全性が確認できたもの
- (3) 防炎物品（政令第4条の3第3項に規定するもの）であって、当該裸火を用いた実験等により安全性が確認できたもの

※6 火炎を有するもの

トーチ、ろうそく、ライター等の炎を出して燃焼するものが該当します。

※7 火薬類

火薬類の取扱いは、次のとおりとなります。

- (1) 「1回の使用の数量」は、1公演分をまとめてとらえます。
- (2) 火薬又は爆薬の量が異なる火薬類を1回の使用で持ち込む場合は、火薬などの量ごとに各々の個数以下としなければなりません。
- (3) 消費する場合については、「裸火使用」と「危険物品持込み」の両方の審査が行われます。

※8 微小な火源を有するもの

香、線香などが該当します。

※9 瞬間的に燃焼するもの

マジックなどで使用するフラッシュペーパーやフラッシュコットンなどが該当し、「瞬間的な火炎による裸火」とは異なります。

※10 可燃性ガス容器（高圧法の適用を除外される液化ガスに限る。）

「高圧法第3条第1項第8号及び高圧政令第2条第3項第8号の規定に基づく高圧法の適用を除外される液化ガス」に定められているものをいいます。

また、ガスの総質量の換算については、それぞれのガス容器の許容充填ガス質量（ガス容器の最大貯蔵量）の合計で行います。

なお、高圧法が適用される容器入りの可燃性ガスの持込みは解除承認を受けることはできません。

【高圧法の適用を除外される液化ガスの例】

- ガスライター
- ガスライターの補充用ガス容器
- カートリッジボンベ
- エアゾール製品（殺虫剤、化粧品など）



【高圧法が適用される容器入りの可燃性ガス】

解除承認不可



※11 容器の許容充填ガス質量の合計が〇〇kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）

容器の許容充填ガス質量とは、可燃性ガス容器ごとの定められた充填圧力で、ガスを充填した際のガス質量をいいます。

一般的には、可燃性ガス容器に内容量（NET）と表示されています。

【スモークマシンは規制がかかるの？】

スモークマシンは、舞台などにおいて演出効果を高めるため、発煙剤を加熱、加圧し、空気中に放出することにより人工的に煙や霧を発生させる機器で、使用している発煙剤には、危険物の液と非危険物の液があります。劇場、ホテル、公衆浴場等に危険物に該当する発煙剤を使用するスモークマシンを持ち込む場合は、「危険物品持込み」行為となり、解除承認申請が必要となります。

なお、使用する「発煙剤」が危険物かどうかは、販売業者や製造メーカーへ問い合わせて確認してください。

また、解除承認に際しては、機器自体の安全性の確認が必要となります。くわしくは、管轄の消防署にご相談ください。（発煙剤が危険物で引火点摄氏70度未満の発煙剤を使用するスモークマシンは、屋内において解除承認を受けることができません。）

(3) 申請上の留意事項

- ア 特殊な裸火や危険物品については、申請の際に特性、性能などが確認できる資料を提出しなければなりません。
なお、内容によっては、事前の検証、実験などが必要な場合があります。
- イ 申請の内容によっては、床や大道具の不燃化、難燃化などを講じる必要があります。
- ウ 舞台部における演出で、従業員以外のものがステージの出演者である場合の申請に際しては、事前に飲食店側関係者とステージ関係者の双方が十分内容を把握し、理解した上で、行わなければなりません。

Q&A

Q 飲食店等の客席での喫煙は、禁止されますか？

A 飲食店等における喫煙行為は舞台のみに規制されるため、客席では禁止される行為とはならないため、禁止されません。

